

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

令和 8 年 3 月 2 3 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

(趣旨)

令和 8 年 3 月 6 日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月 1 3 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見の求めがあった。

当該認可に係る委員会としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和 8 年 3 月 1 3 日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第 2 8 条の 4 1 第 3 項及び同法第 2 8 条の 4 6 第 1 項後段の規定に基づき、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 3 月 1 3 日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第 6 6 条の 1 1 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがあったところ。(資料 3-2-1、資料 3-2-2)。

2. 変更の内容

(1) 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の変更（業務規程）

広域機関は、地域間連系線の管理を行うため、業務規程及び送配電等業務指針に則り、毎年 2 月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量及びマージンを算出している。

また、広域機関は、電力設備の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する 2 か年度分の計画（以下「作業停止計画」という。）の調整や、実需給年度の 2 年前に容量市場のメインオークションで落札された発電設備等の停止計画（以下「容量停止計画」という。）の調整について、毎年 8 月～1 2 月末に行っている。

この作業停止計画や容量停止計画の調整については、地域間連系線の運用容量等の算出に関連するものであることから、これらの業務をより一体的に実施することを目的に、第 2 回運用容量検討会（2 0 2 5 年 1 0 月 6 日）及び第 3 回マージン検討会（2 0 2 5 年 1 0 月 2 9 日）において、地域間連系線の運用容量及びマージンの算出スケジュールを毎年 2 月末から 1 月末に前倒しすることが整理された。

(主なルール整備事項)

39 ・作業停止計画及び容量停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、運用容量及び
40 マージンの算出スケジュールに関する規定を見直し（毎年2月末日 ⇒ 毎年1月末日へ
41 前倒し。）。

42
43 (2) 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務
44 指針）

45 2018年10月に連系線利用ルールを変更（先着優先 ⇒ 間接オークションへ変更）し
46 た際に、2016年度に登録された長期連系線利用計画（最長10年間の利用計画）を対象
47 に、経過措置の規定が設けられている。当該経過措置は、最長2025年度までの連系線利
48 用登録が対象であり、2026年3月31日をもって終了することから、当該規定を削除す
49 る。

50
51 (3) その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

52 用語等について、記載の適正化を行う（附則規定における字句修正（規定 ⇒ 規程）等）。

53
54 3. 認可申請に係る意見

55 業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題
56 はないと認められるため、資料3-2-3及び資料3-2-4のとおり、委員会として、当
57 該認可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

58

59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

業務規程

●電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

（業務規程）

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～四 （略）

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十六 （略）

2 （略）

●広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）（抜粋）

（業務規程の記載事項）

第十条 法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（54）第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可
第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の該当部分に適合することとする。

101 **送配電等業務指針**

102
103 ●電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

104 （送配電等業務指針）

105 第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 106 一 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
107 二 発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接
108 続に関する事項
109 三 その他経済産業省令で定める事項

110
111 （送配電等業務指針の認可）

112 第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生
113 じない。その変更（経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）についても、同
114 様とする。

115 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合
116 していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 117 一 内容が法令に違反しないこと。
118 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
119 三 不当に差別的でないこと。

120 3・4 （略）

121
122 （委員会の意見の聴取）

123 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴か
124 なければならぬ。

125 一～四 （略）

126 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二
127 の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七
128 条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、
129 第二十二條の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、
130 第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第
131 三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若し
132 くは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

133 六～十六 （略）

134 2 （略）

135
136 ●広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）（抜粋）

137 （送配電等業務指針）

138 第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとす
139 る。

- 140 一 送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
141 二 発電等用電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関
142 する事項

- 143 三 受電用の設備と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電
144 氣的な接続に関する事項
- 145 四 電気の安定供給を確保するために必要な発電等用電気工作物の設置に関する事項
- 146 五 一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に
147 関する事項
- 148 六 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、
149 及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関す
150 る事項

151

152 ●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16
153 号）（抜粋）

154 第1 審査基準

155 （55）第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可
156 及び変更の認可

157 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び
158 変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がない
159 こと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項
160 の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）に適合することとする。

161

経済産業省

20260309資第13号
令和8年3月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

広域総第2025-207号

2026年3月6日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり
- 2 変更しようとする年月日
2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
国の審議会の議論等に適切に対応するため
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <h1>業務規程</h1> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <h1>業務規程</h1> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成27年4月28日変更
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月1日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年4月1日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
 令和3年4月1日変更
 令和3年4月16日変更
 令和3年7月1日変更
 令和4年2月1日変更
 令和4年4月1日変更
令和4年4月1日変更
 令和4年7月5日変更
 令和5年4月1日変更
 令和5年4月3日変更
 令和5年7月1日変更
 令和5年12月27日変更
 令和6年4月1日変更
 令和6年4月10日変更
 令和6年8月1日変更
 令和7年4月1日変更
令和7年4月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成27年4月28日変更
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月1日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年4月1日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
 令和3年4月1日変更
 令和3年4月16日変更
 令和3年7月1日変更
 令和4年2月1日変更
 令和4年4月1日変更
 (削る)
 令和4年7月5日変更
 令和5年4月1日変更
 令和5年4月3日変更
 令和5年7月1日変更
 令和5年12月27日変更
 令和6年4月1日変更
 令和6年4月10日変更
 令和6年8月1日変更
 令和7年4月1日変更
 (削る)
令和7年8月1日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。 4・5 (略)</p>	<p>(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年1月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。 4・5 (略)</p>
<p>(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。 3・4 (略)</p>	<p>(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年1月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。 3・4 (略)</p>
<p>附則 (平成28年4月1日) <u>(計画値の登録移行)</u> 第3条 本規程の施行日時点における第1年度から第10年度までの各計画の計画値 (通告値を含む。以下この条において同じ。) については、本規程の施行日の前日の終了時点において、広域機関システムに登録されている計画値 (連系線利用計画及び通告値については登録時刻も含む。) とする。 附則 (平成29年9月6日)</p>	<p>附則 (平成28年4月1日) 第3条 削除 附則 (平成29年9月6日)</p>
<p><u>(経過措置計画の管理)</u> 第3条 本機関は、平成28年度長期断面の連系線の利用に関する計画 (以下「連系線利用計画」という。) を、附則第1条第2項の施行日以降、地域間連系線の管理に関する規定の改定に伴う経過措置の対象となり得る計画 (以下「経過措置計画」という。) として取り扱い、管理するとともに、卸電力取引所に当該経過措置計画を通知する。 2 本機関は、連系線利用計画の登録時刻を経過措置計画に承継するものとする。 3 本機関は、次条に定めるところにより経過措置計画が経過措置の対象となるか否かの判定 (以下「経過措置可否判定」という。) を行い、当該判定結果にしたがい経過措置の対象を定めるとともに、管理する。 4 本機関は、経過措置可否判定の結果を、経過措置計画を有する者 (連系線利用計画登録時の電力取引に係る契約の相手方と経過措置の付与について合意が得られた当該相手方を含む。以下「経過措置対象者」という。) 及び卸電力取引所に、経過措置の精算の根拠となる値として通知する。 5 本機関は、経過措置対象者が一つに統合された場合には、統合前の経過措置対象者に対応する経過措置計画の登録時刻を各々継続して管理する。 附則 (平成29年9月6日)</p>	<p>第3条 削除 附則 (平成29年9月6日) 第5条 削除 附則 (平成29年9月6日)</p>
<p><u>(経過措置計画の更新)</u> 第5条 本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画 (以下「更新計画」という。) の提出を受け付ける。 2 本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。 3 本機関は、送配電等業務指針に定める更新期限までに更新計画が提出されなかった場合には、経過</p>	<p>第5条 削除 附則 (平成29年9月6日)</p>

措置計画の値の断面を30分単位の断面に変換して更新する。

4 本機関は、随時、更新計画の提出を受け付ける。

附則(平成29年9月6日)

(経過措置計画の承継)

第6条 本機関は、経過措置計画に対応する供給先となる事業者(以下「供給先事業者」という。)が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者(発電設備を設置しようとしている者を含む。以下「供給先未定発電事業者」という。)が供給先事業者を確保したことを確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより経過措置計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等有する経過措置計画の全部又は一部を、当該供給先事業者に承継させることができる。

2 本機関は、前項の規定により供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。

附則(平成29年9月6日)

(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)

第7条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた経過措置計画について、経過措置の対象日の属する年度の前々年度の3月1日までに供給先事業者を確保されていることが確認できなかつた場合には、当該経過措置計画の登録を取り消す。

附則(平成29年9月6日)

(経過措置計画の確認)

第9条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、経過措置の利用状況等を確認する。

- 一 本機関は、卸電力取引所から経過措置計画に係る入札実績(以下「経過措置入札実績」という。)の提出を受ける。
- 二 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績を照合し、経過措置の利用状況の確認を行う。
- 三 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、経過措置対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、経過措置対象者に対して、経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。
- 四 本機関は、前各号の規定により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。
- 五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。

2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。

- 一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所及び蓄電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。
- 二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び経過措置計画に齟齬がある場合等、

附則(平成29年9月6日)

第6条 削除

附則(平成29年9月6日)

第7条 削除

附則(平成29年9月6日)

第9条 削除

必要と認める場合には、当該経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、経過措置計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該供給先未定発電事業者等に対して、経過措置計画の更新経過、契約書等の提出を求めることができる。

三 本機関は、前各号の規定により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかつた場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。

附則（令和2年3月30日）

（経過措置可否判定及び特定負担可否判定）

第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となつた場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。

2 本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たって、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。

3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。

一 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画

二 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画

附則（令和2年3月30日）

（減少処理）

第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。

2 本機関は、前条第3項ただし書の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。

3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。

4 （略）

5 本機関は、同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量

附則（令和2年3月30日）

（特定負担可否判定）

第4条 本機関は、特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、特定負担可否判定を行う。ただし、特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となつた場合には、都度、特定負担可否判定を行う。

2 本機関は、特定負担可否判定を行うに当たって、特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、特定負担可否判定の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。

3 本機関は、特定負担可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを特定負担による値差精算の対象として定める。

一 各連系線に係る特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての特定負担計画

二 各連系線に係る特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画

附則（令和2年3月30日）

（減少処理）

第5条 （削る）

本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。

2 （略）

3 本機関は、同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとす

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p> <p>附則 (令和7年3月26日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <u>本規定</u>は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>る。</p> <p>附則 (令和7年3月26日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <u>本規程</u>は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>附則 (令和7年7月22日)</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>本規定</u>は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則 (令和7年7月22日)</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>本規程</u>は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、令和8年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2025年12月3日 ～ 2025年12月23日	<ul style="list-style-type: none">・本変更案（別紙1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施・意見は0件（2026年1月7日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2026年2月3日	<ul style="list-style-type: none">・2025年度第3回評議員会により、本変更案を議決
2026年2月4日	<ul style="list-style-type: none">・第551回理事会において、本変更案を議決
2026年3月6日	<ul style="list-style-type: none">・第21回通常総会において、本変更案を議決

電力広域的運営推進機関 第21回通常総会 議事録

- 1 開催日時 2026年3月6日(金曜日) 10時30分～11時07分
- 2 開催場所 東京都江東区豊洲六丁目2番15号(電力広域的運営推進機関)
- 3 総会員数 2,192事業者
- 4 出席会員数 1,201事業者
(内、書面又は電磁的方法による議決権行使1,201事業者)
- 5 議案
第1号議案 業務規程の一部変更の件
第2号議案 2026年度事業計画の件
第3号議案 2026年度予算決定の件
第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件
報告事項(2) 再エネ収支及び資金調達状況の件

6 議事の経過及び結果

(1) 開会

理事長の大山力が、定款第22条第1項の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

(2) 総会の成立状況の報告

議長が、事務局に報告を求め、事務局長の赤松 徹也が、総会員数2,192者、議決権を有する会員数1,480者のうち、3月5日時点で書面又は電磁的方法による議決権行使を行った会員が1,201者であり、定款第21条第1項の規定に定める総会員数の半数以上の会員が出席しており、本総会が有効に成立している旨を報告した。

(3) 議事録署名人の選任

議長が、定款第26条の規定に定める議事録署名人3名の選任について、沖縄電力株式会社の當眞 竜之介(送配電事業者グループ)、日本瓦斯株式会社の長岡 稔(小売電気事業者グループ)、住友大阪セメント株式会社の池口 孝司(発電事業者グループ)を指名した。

(4) 議案審議

議長が、議事の進め方について、第1号議案と報告事項(1)は、一括で説明を行う旨を説明し、また、定款第21条第2項の規定に定めるところにより、第1号議案は出席した会員の議決権の3分の2以上の賛成により、その他の議案は出席した会員の議決権の過半数の賛成により、それぞれ可決となる旨を説明し、議案の説明に入った。

第1号議案 業務規程の一部変更の件

[議案説明]

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第1号議案及び報告事項(1)の説明を行った。

[質疑]

議案及び報告事項に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第1号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が3分の2以上と認め、第1号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第2号議案 2026年度事業計画の件

[議案説明]

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第2号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第2号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第2号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第3号議案 2026年度予算決定の件

[議案説明]

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が第3号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第3号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第3号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

[議案説明]

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第4号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第4号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第4号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

報告事項(2) 再エネ収支及び資金調達の状況の件

[議案説明]

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が報告事項(2)の説明を行った。

[質疑]

報告事項に関する事前質問はなかった。

(5) 閉会

総会の議事をすべて終了したため、議長が11時7分に閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証します。

2026年3月9日

議長

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

経済産業省

20260309資第14号
令和8年3月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

広域総第2025-208号

2026年3月6日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり
- 2 変更しようとする年月日
2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
国の審議会の議論等に適切に対応するため
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 令和7年8月1日変更</p> <h2>送配電等業務指針</h2> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更</p> <h2>送配電等業務指針</h2> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和元年12月11日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年4月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
 令和3年4月1日変更
 令和3年4月16日変更
 令和3年7月1日変更
 令和4年4月1日変更
令和4年4月1日変更
 令和4年7月5日変更
 令和5年4月1日変更
 令和5年4月3日変更
 令和5年7月1日変更
 令和5年12月27日変更
 令和6年4月1日変更
 令和6年4月10日変更
 令和6年8月1日変更
 令和7年1月6日変更
 令和7年4月1日変更
令和7年4月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和元年12月11日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年3月30日変更
 令和2年4月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和2年10月1日変更
 令和3年4月1日変更
 令和3年4月16日変更
 令和3年7月1日変更
 令和4年4月1日変更
 (削る)
 令和4年7月5日変更
 令和5年4月1日変更
 令和5年4月3日変更
 令和5年7月1日変更
 令和5年12月27日変更
 令和6年4月1日変更
 令和6年4月10日変更
 令和6年8月1日変更
 令和7年1月6日変更
 令和7年4月1日変更
 (削る)
令和7年8月1日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者（以下この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p> <p>附則（平成29年9月6日）</p>	<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者（以下この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p> <p>附則（平成29年9月6日）</p>
<p>(更新計画の提出)</p> <p>第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画（30分単位の断面に限る。）を本機関に提出しなければならない。</p> <p>二 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</p> <p>二 事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</p> <p>三 経過措置計画に対応する需要等の減少の見込み等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</p> <p>四 その他経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少することが明らかになったとき</p> <p>2 更新期限は、経過措置の対象日の前々日の12時までとする。</p> <p>附則（平成29年9月6日）</p>	<p>第2条 削除</p> <p>附則（平成29年9月6日）</p>
<p>(供給先未定発電事業者等による計画書等の提出)</p> <p>第3条 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行う。</p> <p>二 供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承継する旨を通知する。</p> <p>三 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置計画を承継する旨を本機関に通知する。</p> <p>附則（平成29年9月6日）</p>	<p>第3条 削除</p> <p>第4条 削除</p> <p>附則（平成29年9月6日）</p>
<p>(経過措置の利用状況等の確認への対応)</p> <p>第4条 経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行うため、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。</p> <p>2 経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>	

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p><u>(経過措置計画コードの申請)</u></p> <p>第5条 <u>経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード (申込番号) (以下「経過措置計画コード」という。)の発行を本機関に申請しなければならない。</u></p> <p>2. <u>本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第5条 削除</p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和8年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2025年12月3日 ～ 2025年12月23日	<ul style="list-style-type: none">・業務規程第178条第2項の規定により、本変更案（別紙1。以下同じ。）について会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施・意見は0件（2026年1月7日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2026年2月3日	<ul style="list-style-type: none">・2025年度第3回評議員会により、本変更案を議決
2026年2月4日	<ul style="list-style-type: none">・第551回理事会において、本変更案を議決
2026年3月6日	<ul style="list-style-type: none">・第21回通常総会において、本変更案を報告

電力広域的運営推進機関 第21回通常総会 議事録

- 1 開催日時 2026年3月6日(金曜日) 10時30分～11時07分
- 2 開催場所 東京都江東区豊洲六丁目2番15号(電力広域的運営推進機関)
- 3 総会員数 2,192事業者
- 4 出席会員数 1,201事業者
(内、書面又は電磁的方法による議決権行使1,201事業者)
- 5 議案
第1号議案 業務規程の一部変更の件
第2号議案 2026年度事業計画の件
第3号議案 2026年度予算決定の件
第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項(1)送配電等業務指針の一部変更の件
報告事項(2)再エネ収支及び資金調達状況の件

6 議事の経過及び結果

(1) 開会

理事長の大山力が、定款第22条第1項の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

(2) 総会の成立状況の報告

議長が、事務局に報告を求め、事務局長の赤松 徹也が、総会員数2,192者、議決権を有する会員数1,480者のうち、3月5日時点で書面又は電磁的方法による議決権行使を行った会員が1,201者であり、定款第21条第1項の規定に定める総会員数の半数以上の会員が出席しており、本総会が有効に成立している旨を報告した。

(3) 議事録署名人の選任

議長が、定款第26条の規定に定める議事録署名人3名の選任について、沖縄電力株式会社の當眞 竜之介(送配電事業者グループ)、日本瓦斯株式会社の長岡 稔(小売電気事業者グループ)、住友大阪セメント株式会社の池口 孝司(発電事業者グループ)を指名した。

(4) 議案審議

議長が、議事の進め方について、第1号議案と報告事項(1)は、一括で説明を行う旨を説明し、また、定款第21条第2項の規定に定めるところにより、第1号議案は出席した会員の議決権の3分の2以上の賛成により、その他の議案は出席した会員の議決権の過半数の賛成により、それぞれ可決となる旨を説明し、議案の説明に入った。

第1号議案 業務規程の一部変更の件

[議案説明]

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第1号議案及び報告事項(1)の説明を行った。

[質疑]

議案及び報告事項に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第1号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が3分の2以上と認め、第1号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第2号議案 2026年度事業計画の件

[議案説明]

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第2号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第2号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第2号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第3号議案 2026年度予算決定の件

[議案説明]

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が第3号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第3号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第3号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

[議案説明]

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第4号議案の説明を行った。

[質疑]

議案に関する事前質問はなかった。

[採決]

議長が、第4号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第4号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

報告事項(2) 再エネ収支及び資金調達の状況の件

[議案説明]

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が報告事項(2)の説明を行った。

[質疑]

報告事項に関する事前質問はなかった。

(5) 閉会

総会の議事をすべて終了したため、議長が11時7分に閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証します。

2026年3月9日

議長

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

(案)

経済産業省

20260316 電委第1号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和8年3月13日付け20260309資第13号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

経済産業省

20260316電委第2号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について（回答）

令和8年3月13日付け20260309資第14号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。